

○近畿地方整備局告示第105号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成26年6月4日

近畿地方整備局長 池内 幸司

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 一般国道370号改築工事（阪井バイパス及び木津バイパス・和歌山県海南市重根字伏山地内から同市木津字木津阪地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県海南市重根字伏山、阪井字龍部、字池ノ内、字大沼谷、字野添、字有原、字大西、字道場山、字鈴田、字小田奥、字脇田及び字東坪並びに木津字水落、字上ノ段、字出口、字高白、字堂谷及び字木津阪地内
- 2 使用の部分 和歌山県海南市重根字伏山、阪井字池ノ内、字大沼谷、字野添、字有原、字大西、字道場山、字鈴田、字小田奥、字脇田及び字東坪並びに木津字出口、字高白、字堂谷及び字木津阪地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県海南市重根字伏山地内から同市沖野々字越前地内までの延長3,181mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道370号改築工事（阪井バイパス及び木津バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により和歌山県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道370号（以下「本路線」という。）は、和歌山県海南市船尾地内の一般国道42号との接続点を起点とし、同県海草郡紀美野町や同県伊都郡高野町などの内陸部を通過し、橋本市内で一般国道24号と交差し、同国道を重用しながら東へ進み、その後奈良県五條市に入り奈良市針町において、近畿圏と中京圏を結ぶ高規格幹線道路である一般国道25号名阪国道針インターチェンジに接続する延長135.5kmの主要

幹線道路である。

本路線は、和歌山県海南市の海岸沿い地域から奈良県の内陸部までを結ぶ道路であるが、和歌山県内においては、県道海南金屋線を介して阪和自動車道の海南東インターチェンジへ、また、一般国道42号を介して海南インターチェンジへ連絡し、海南海草地域を横断する主要幹線道路として、加えて、ユネスコの世界遺産にも登録されている高野山に連絡する道路として、沿線地域の地場産業や観光の振興など地域の活性化を支援する重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、2車線を有しているものの、平成22年度道路交通情勢調査によると、自動車交通量は海南市阪井地内で16,630台／日となっており、道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定される第4種第2級の規格の2車線道路の設計基準交通量10,000台／日を大きく超過している。また、道路構造令が規定する一般国道の最小車道部幅員6.5mに満たない幅員狭小区間や、線形不良部が6箇所存在するなど、自動車の円滑な交通に支障をきたしており、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。さらに、歩道と車道の区別がない混合交通であるため、歩行者等の安全な通行が脅かされている状況にある。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な4車線及び2車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、自転車歩行者道等が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第4種第2級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道等を備えた4車線及び2車線道路の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和56年12月26日に都市計画決定され、平成16年12月24日及び平成26年3月28日に変更決定された海南都市計画道路3・4・109号築地木津線及び平成16年12月24日に都市計画決定され、平成26年3月28日に変更決定された3・6・122号木津沖野々線と、取付道路等を除いて基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自動車交通量が多く、幅員狭小箇所及び線形不良箇所も存在することにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、海南市長を会長とする国道370号海南紀美野間改修促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県海南市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 和歌山県海南市重根字伏山並びに阪井字龍部、字池ノ内、字大沼谷、字野添、字有原及び字大西地内